

取締役の個人別の報酬等の内容についての
決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬体系は、当社の成長やグループビジョンを実現する能力・見識・スキルを有した優秀な人材を確保できる水準であり、且つ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、固定額の基本報酬、連結当期純利益等と連動する賞与、中期経営計画等と連動する株式報酬の三本立ての報酬体系とする。

また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は、その役割と独立性の観点から固定額の基本報酬のみとし、その水準は、他社の報酬水準等や個別事情を踏まえ、総合的に判断するものとする。

上記基本報酬、賞与の総額は、年額2億円と定めた固定枠と前事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の2.0%以内と定めた変動枠の合計の範囲内とし、株式報酬の総額は、株主総会において別枠で承認を得た範囲内とする。

なお、取締役（監査等委員である取締役）の報酬体系は、監督機能を果たすという職務に鑑み、固定額の基本報酬のみとし、その報酬等の総額を「年額6,000万円以内」とする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、株主より当社グループ全体の業務執行を行う重責を付託されていることから、その基本報酬は、業績に連動しない固定額の金銭報酬とし、個々の取締役の役位及び職責、並びに従業員給与水準や他社水準等を総合的に勘案して定める。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び取締役（監査等委員である取締役）の基本報酬は、その役割と独立性の観点から業績に連動しない固定額の金銭報酬とし、個々の取締役の役割や他社水準、個別事情等を総合的に勘案して定める。

各取締役の年額固定報酬は、個人別年額を12等分した「月額固定報酬」を毎月支払うものとする。

3. 賞与の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬として賞与を設定しているのは、業績と報酬額が連動することが業務執行取締役の報酬の在り方として適当であると考えためである。この業績を図る定量指標として連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）等を用いるのは、上記取締役は、各ステークホルダーに対して当社グルー

プ全体の業績を持続的に向上させる責任を担っていることから、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）等に連動させて業績を評価することが妥当であるとの考えに基づくものである。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の賞与は、個々の取締役の責任負担度、特定分野におけるスペシャリティ及び担当職務範囲における貢献度を踏まえ決定する。当該決定額を、前年度末の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）在任者に対して、原則として定時株主総会開催日の翌銀行営業日に支給する。

4. 株式報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬として株式報酬を設定しているのは、報酬と当社業績、中期経営計画、及び株式価値等の連動がより明確化され、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を一層高めることができ、株主との価値共有を促進することができるものと考えているためである。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式報酬は、役位及び経常利益、中期経営計画の達成状況等に応じた業績等連動部分と役位に応じた在任期間部分から構成され、株主総会において別枠で承認を得た範囲内で、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭等を原則として退任時に給付する。

5. 基本報酬、賞与、株式報酬等の種類別報酬割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬、賞与、株式報酬の種類別報酬割合は、業績によってその構成割合が変動することから一律に示すことはできないが、上位の役職ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成を基本としている。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、前2、3及び4に記載された要領に従い、取締役会から各人の具体的な金額の決定について授権された代表取締役社長が、経営諮問委員会へ諮問し、その審議・答申を踏まえたうえで決定するものとする。

なお、経営諮問委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名と報酬等について、決定の妥当性及びプロセスの透明性を確保すべく、取締役会の諮問に応じる任意の

組織として設置された、取締役（監査等委員である取締役）4名（うち社外取締役3名）からなる委員会である。

また、取締役（監査等委員である取締役）の個人別の報酬額については、株主総会において決議された報酬等の額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2021年 1月29日 制定

2023年 3月29日 改正

2025年 3月19日 改正

2026年 3月27日 改正